

自己株式の取得の規制

| 取得事由 | 根拠規定 | 手続に関する定め | 分配可能額の規制 | 欠損てん補責任 |
|--|--------------------|--|-------------|------------|
| 取得条項付株式の取得 | 会社 155① | 会社 168～170 | 会社 170V | 会社 465 I ⑤ |
| 譲渡制限株式の取得 | 会社 155② | 会社 136～145 | 会社 461 I ① | 会社 465 I ① |
| 株主との合意による有償取得 | 会社 155③ | 授権のみでよい場合： 会社 163 (+156)・165 (+156) | 会社 461 I ② | 会社 465 I ② |
| | | その都度の決定が必要な場合： 会社 156～162・164 | 会社 461 I ③ | 会社 465 I ③ |
| 取得請求権付株式の取得 | 会社 155④ | 会社 166～167 | 会社 166 I 但書 | 会社 465 I ④ |
| 全部取得条項付種類株式の取得 | 会社 155⑤ | 会社 171～173 の 2 | 会社 461 I ④ | 会社 465 I ⑥ |
| 相続人等に対する売渡請求にもとづく取得 | 会社 155⑥ | 会社 174～177 | 会社 461 I ⑤ | 会社 465 I ⑦ |
| 単元未満株式の買取請求にもとづく取得 | 会社 155⑦ | 会社 192～193 | なし | なし |
| 所在不明株主の株式の買取り | 会社 155⑧ | 会社 197 | 会社 461 I ⑥ | 会社 465 I ⑧ |
| 端数処理のための買取り | 会社 155⑨ | 会社 234～235 | 会社 461 I ⑦ | 会社 465 I ⑨ |
| 他の会社（外国会社を含む）の事業の全部の譲受けに伴う取得 | 会社 155⑩ | 事業の譲受けの手続 | なし | なし |
| 合併後消滅する会社からの承継 | 会社 155⑪ | 合併の手続（存続会社） | なし | なし |
| 吸収分割をする会社からの承継 | 会社 155⑫ | 吸収分割の手続（承継会社） | なし | なし |
| 無償の取得 | 会社 155⑬ 会社則 27① | なし | なし | なし |
| 当該株式会社（A）が有する他の法人等（B）の株式（持分その他これに準ずるものを含む。以下も同様）について B が行う剰余金の配当・残余財産の分配によって A の株式の交付を受ける場合 [以下の A・B もこれらと同様の意味] | 会社 155⑬ 会社則 27② | なし（B で剰余金の配当・残余財産の分配の手続） | なし | なし |

| | | | | |
|--|--------------------|--------------------------|--------|----|
| A が有する B の株式について B が行う組織変更・合併等に際して当該株式と引換えに A の株式の交付を受ける場合 | 会社 155⑬ 会社則 27③ | なし (B で組織変更・合併等の手続) | なし | なし |
| A が有する B の新株予約権等を B が当該新株予約権等の定めに基づき取得することと引換えに A の株式の交付をする場合において、A の株式の交付を受けるとき | 会社 155⑬ 会社則 27④ | なし (B で新株予約権の取得手続) | なし | なし |
| 株式買取請求にもとづく取得 | 会社 155⑬ 会社則 27⑤ | 会社 116・182 の 4 の買取請求 | 会社 464 | なし |
| | | 会社 469・785・797・806 の買取請求 | なし | なし |
| 合併後消滅する法人等 (会社を除く) からの承継 | 会社 155⑬ 会社則 27⑥ | 合併の手続 (存続会社) | なし | なし |
| 他の法人等 (会社および外国会社を除く) の事業の全部の譲受けに伴う取得 | 会社 155⑬ 会社則 27⑦ | 事業の譲受けの手続 | なし | なし |
| 権利の実行に当たり目的を達成するために必要不可欠である場合 | 会社 155⑬ 会社則 27⑧ | なし (代物弁済、強制執行等の手続は経る必要) | なし | なし |

* 分配可能額規制違反の責任

461→462、464→464、170V・166I 但書→会社法に定めはなく一般法理